

## 1. 設置に関する仕様

施設名称	由布市湯布院健康温泉館
施設所在地	由布市湯布院町川上2863番地
設置場所	物件No.① 施設出入口付近
	物件No.② 施設内ホール
	物件No.③ 施設内ホール
特記事項	(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議の上、令和5年4月1日以降に行うものとする。 (2) 電気の子メーター及び使用済回収ボックスを設置すること。 なお、物件No.②及び物件No.③の使用済回収ボックス設置スペースが1か所しかないため、設置事業者同士で協議の上、回収に支障がないようにしてください。

## 2. 自販機に関する仕様

## ①販売品目（物件No.①～③）

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。）一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

## ②自動販売機の規格（物件No.①～③）

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	■ ホットアンドコールド機

## 3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	物件No.① 年額 3,708円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）
	物件No.② 年額 29,714円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）
	物件No.③ 年額 29,714円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）

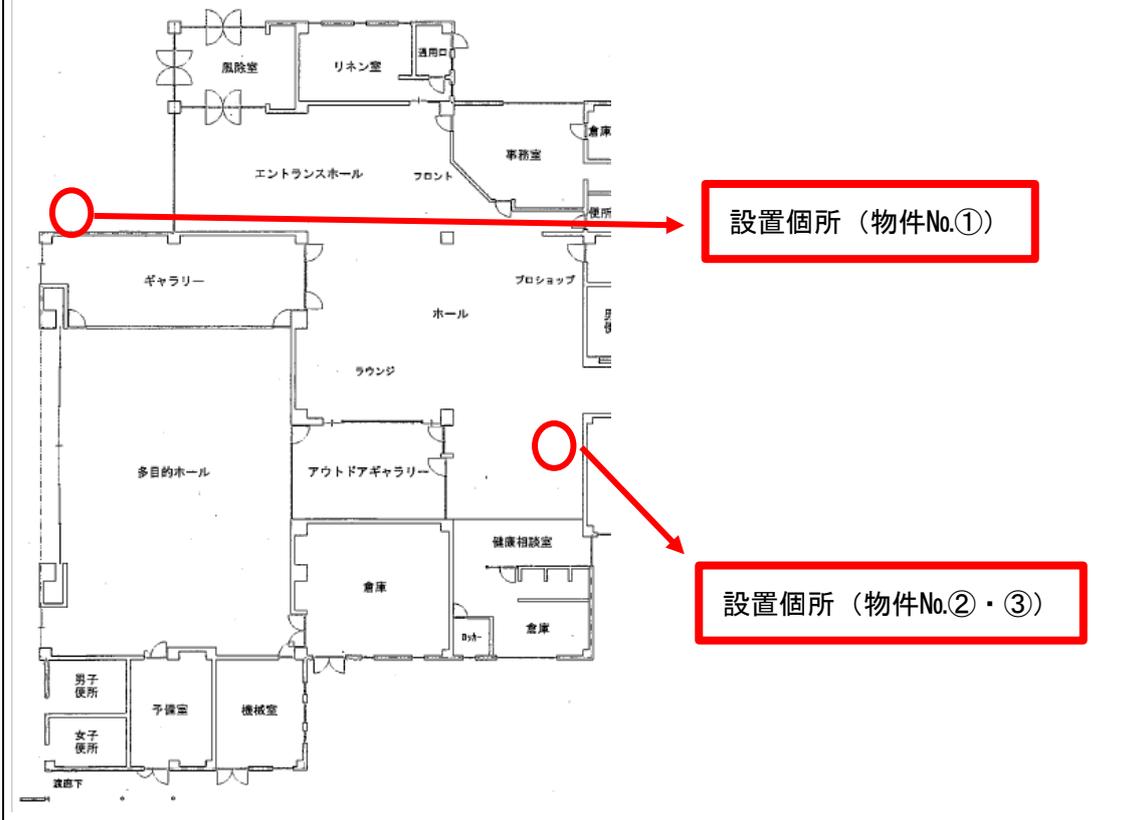
## 4. 電気料目安（令和3年度実績）

電気料	物件No.① 年額 32,861円
	物件No.② 年額 17,512円
	物件No.③ 年額 66,895円

## 5. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	由布市健康増進課	電話	097-582-1120
-------	----------	----	--------------

## 6. 設置個所詳細図



## 7. 現況写真



## 1. 設置に関する仕様

施設名称	挟間健康文化センター「はさま未来館」	
施設所在地	由布市挟間町挟間104番地1	
設置場所	物件No.④	1階ロビー出入口付近
	物件No.⑤	3階エレベーターロビー付近
特記事項	(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議の上、令和5年4月1日以降に行うものとする。 (2) 電気の子メーター及び使用済回収ボックスを設置すること。	

## 2. 自販機に関する仕様

## ①販売品目（物件No.④～⑤）

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。）一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

## ②自動販売機の規格（物件No.④～⑤）

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	■ ホットアンドコールド機

## 3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可	
使用料等	物件No.④	年額 40,813円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）
	物件No.⑤	年額 40,813円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）

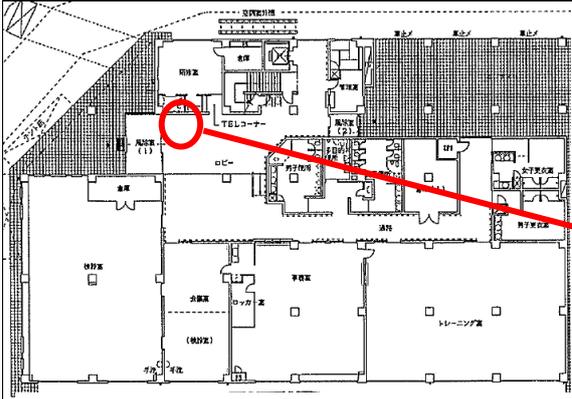
## 4. 電気料目安（令和3年度実績）

電気料	物件No.④	年額 27,997円
	物件No.⑤	年額 38,273円

## 5. 設置に関する問い合わせ先

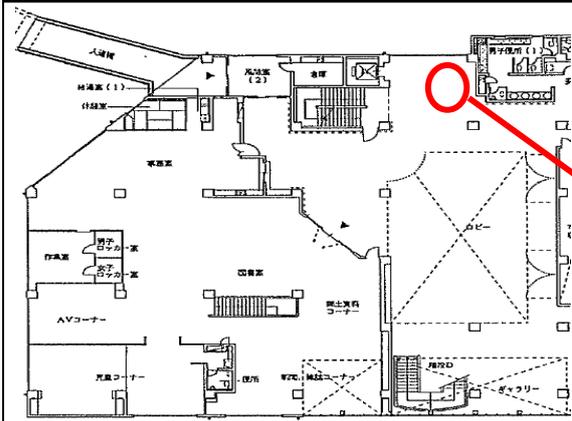
施設所管課	由布市社会教育課	電話	097-582-1203
-------	----------	----	--------------

## 6. 設置個所詳細図



物件No.④ : はさま未来館 (1階)

設置個所 (物件No.④)



物件No.⑤ : はさま未来館 (3階)

設置個所 (物件No.⑤)

## 7. 現況写真



## 1. 設置に関する仕様

施設名称	由布市湯布院スポーツセンター
施設所在地	由布市湯布院町川西1200番地1
設置場所	物件No.⑥ 応接室 屋外横 物件No.⑦ 施設内回廊
特記事項	(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議の上、令和5年4月1日以降に行うものとする。 (2) 電気の子メーター及び使用済回収ボックスを設置すること。

## 2. 自販機に関する仕様

## ①販売品目（物件No.⑥～⑦）

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。）一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容器（物件No.⑥）	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
容器（物件No.⑦）	□ 缶 □ ペットボトル □ びん □ 紙パック ■ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

## ②自動販売機の規格（物件No.⑥～⑦）

外観（デザイン）	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	■ ホットアンドコールド機

## 3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	物件No.⑥ 年額 900円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）
	物件No.⑦ 年額 21,450円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）

## 4. 電気料金安（令和3年度実績）

電気料	物件No.⑥ 年額 20,667円
	物件No.⑦ 年額 54,000円

## 5. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	由布市スポーツ振興課	電話	097-582-1217
-------	------------	----	--------------



## 1. 設置に関する仕様

施設名称	由布市挾間B & G海洋センター
施設所在地	由布市挾間町向原18番地
設置場所	物件No.⑧ ラウンジ奥 自販機コーナー 物件No.⑨ ラウンジ奥 自販機コーナー
特記事項	(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議の上、令和5年4月1日以降に行うものとする。 (2) 電気の子メーター及び使用済回収ボックスを設置すること。

## 2. 自販機に関する仕様

## ①販売品目（物件No.⑧～⑨）

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。）一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

## ②自動販売機の規格（物件No.⑧～⑨）

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	■ ホットアンドコールド機

## 3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	物件No.⑧ 年額 38,856円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）
	物件No.⑨ 年額 38,856円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）

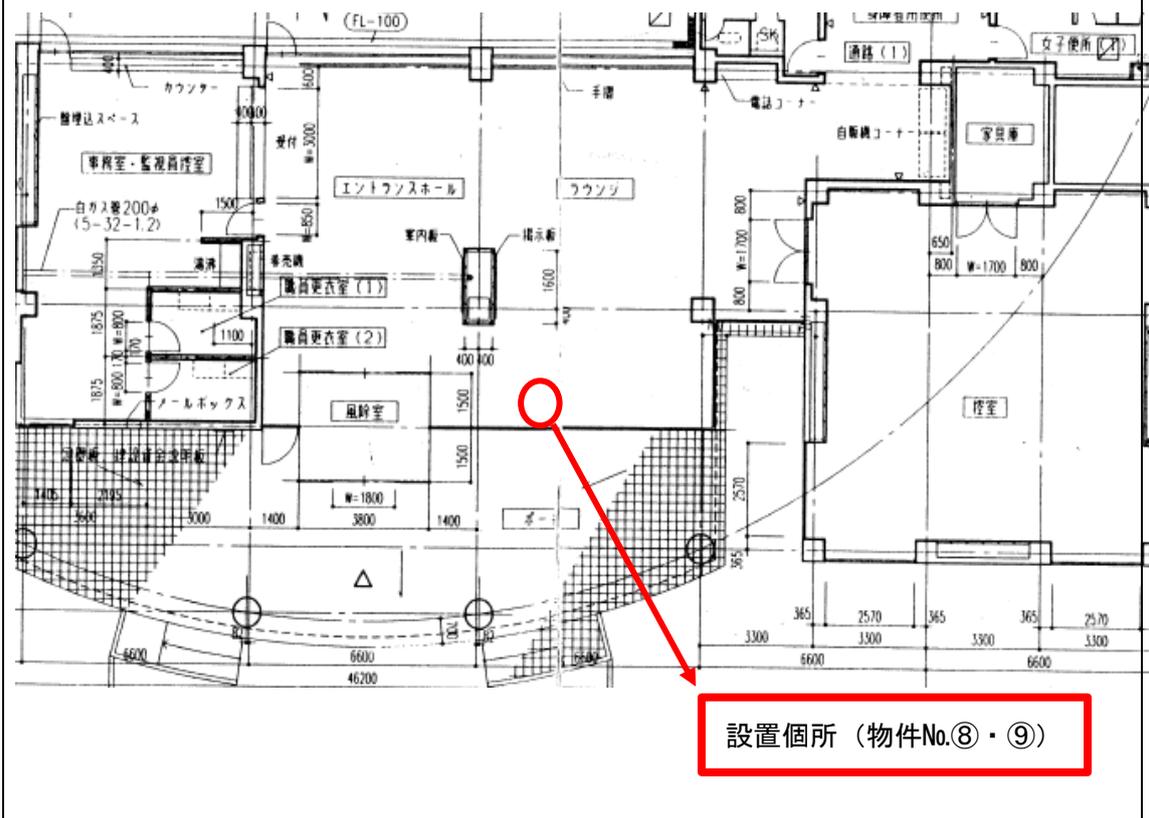
## 4. 電気料目安（令和3年度実績）

電気料	物件No.⑧ 年額 10,272円
	物件No.⑨ 年額 45,559円

## 5. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	由布市スポーツ振興課	電話	097-582-1217
-------	------------	----	--------------

## 6. 設置個所詳細図



## 7. 現況写真



## 1. 設置に関する仕様

施設名称	由布市挾間体育センター
施設所在地	由布市挾間町向原17番地2
設置場所	談話室
特記事項	(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議の上、令和5年4月1日以降に行うものとする。 (2) 電気の子メーター及び使用済回収ボックスを設置すること。

## 2. 自販機に関する仕様

## ①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。）一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

## ②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	■ ホットアンドコールド機

## 3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	年額 16,526円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）

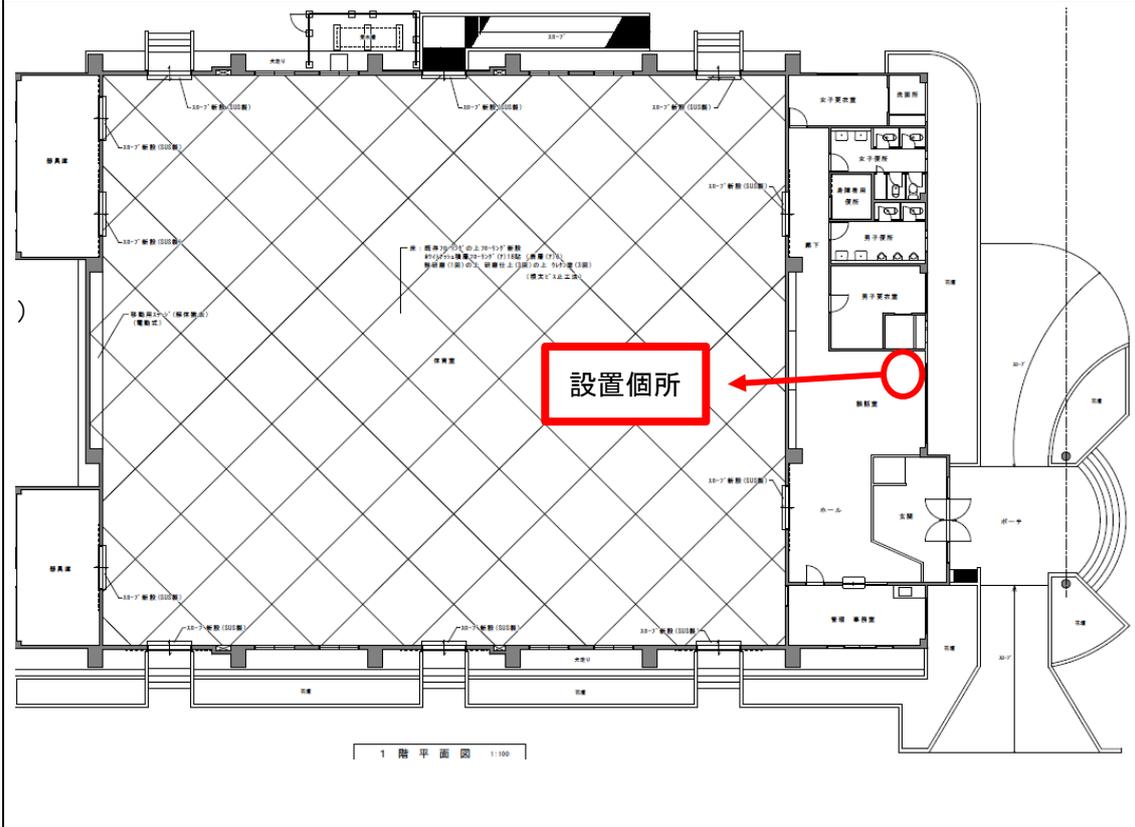
## 4. 電気料金安（令和3年度実績）

電気料	年額 25,915円
-----	------------

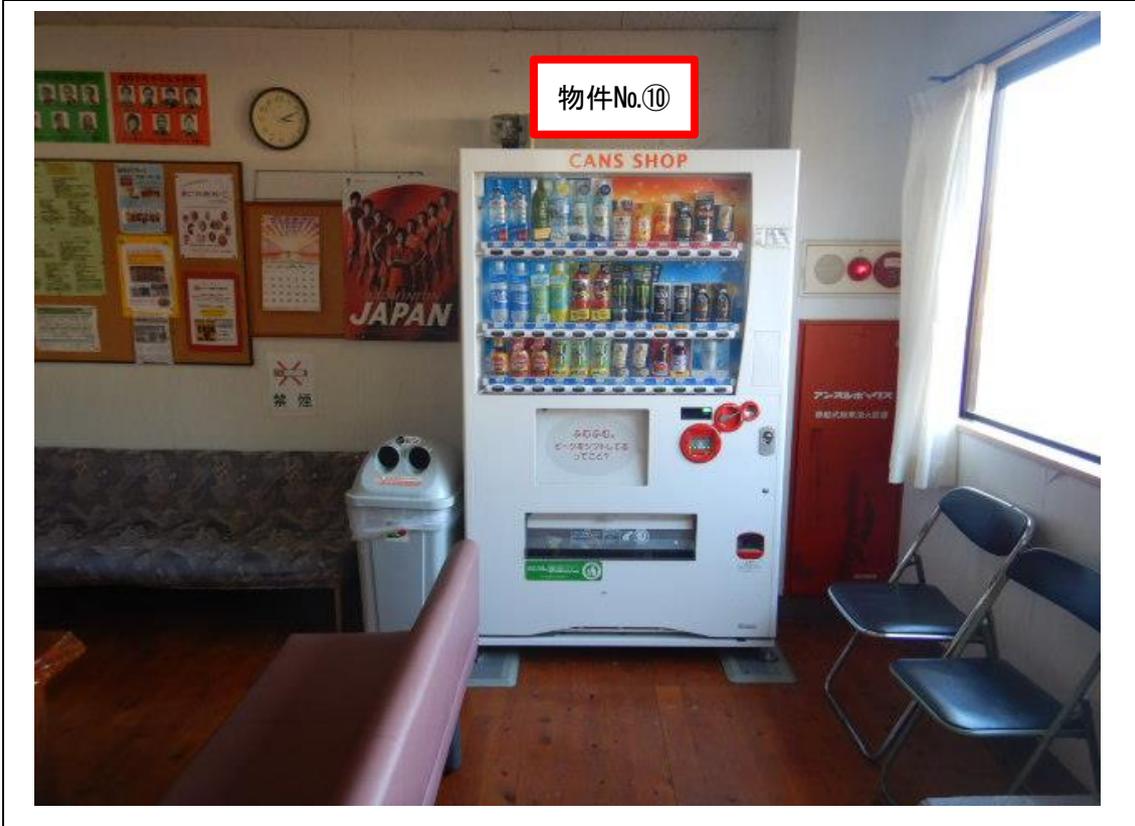
## 5. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	由布市スポーツ振興課	電話	097-582-1217
-------	------------	----	--------------

## 6. 設置個所詳細図



## 7. 現況写真



## 1. 設置に関する仕様

施設名称	由布市庄内総合運動公園
施設所在地	由布市庄内町大龍1400番地
設置場所	物件No.⑪ 管理棟出入口付近
	物件No.⑫ 北側トイレ施設付近
特記事項	(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議の上、令和5年4月1日以降に行うものとする。 (2) 電気の子メーター及び使用済回収ボックスを設置すること。

## 2. 自販機に関する仕様

## ①販売品目（物件No.⑪～⑫）

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。）一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

## ②自動販売機の規格（物件No.⑪～⑫）

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	■ ホットアンドコールド機

## 3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	物件No.⑪ 年額 396円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）
	物件No.⑫ 年額 396円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）

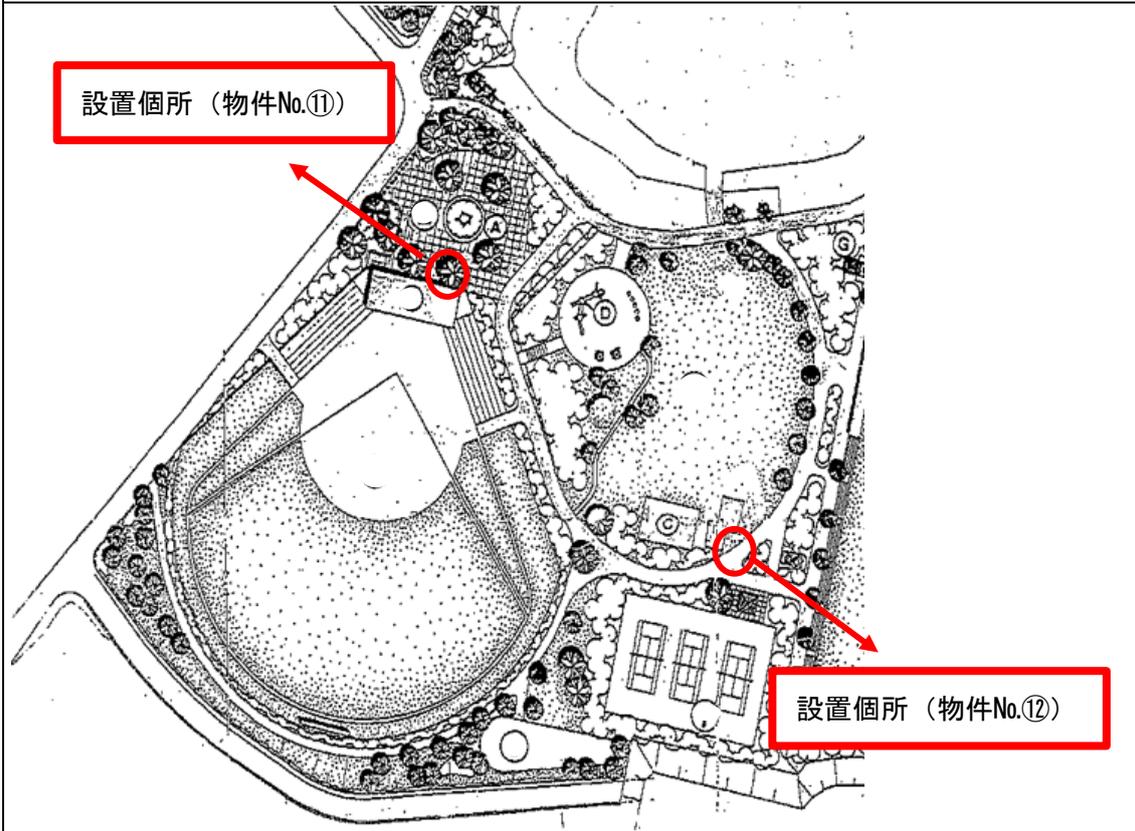
## 4. 電気料目安（令和3年度実績）

電気料	物件No.⑪ 年額 20,446円
	物件No.⑫ 年額 17,268円

## 5. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	由布市スポーツ振興課	電話	097-582-1217
-------	------------	----	--------------

6. 設置個所詳細図



7. 現況写真



## 1. 設置に関する仕様

施設名称	由布市湯布院総合運動場
施設所在地	由布市湯布院町川南979番地2
設置場所	テニスコート前
特記事項	(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議の上、令和5年4月1日以降に行うものとする。 (2) 電気の子メーター及び使用済回収ボックスを設置すること。

## 2. 自販機に関する仕様

## ①販売品目

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。）一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

## ②自動販売機の規格

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	■ ホットアンドコールド機

## 3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	年額 1,260円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）

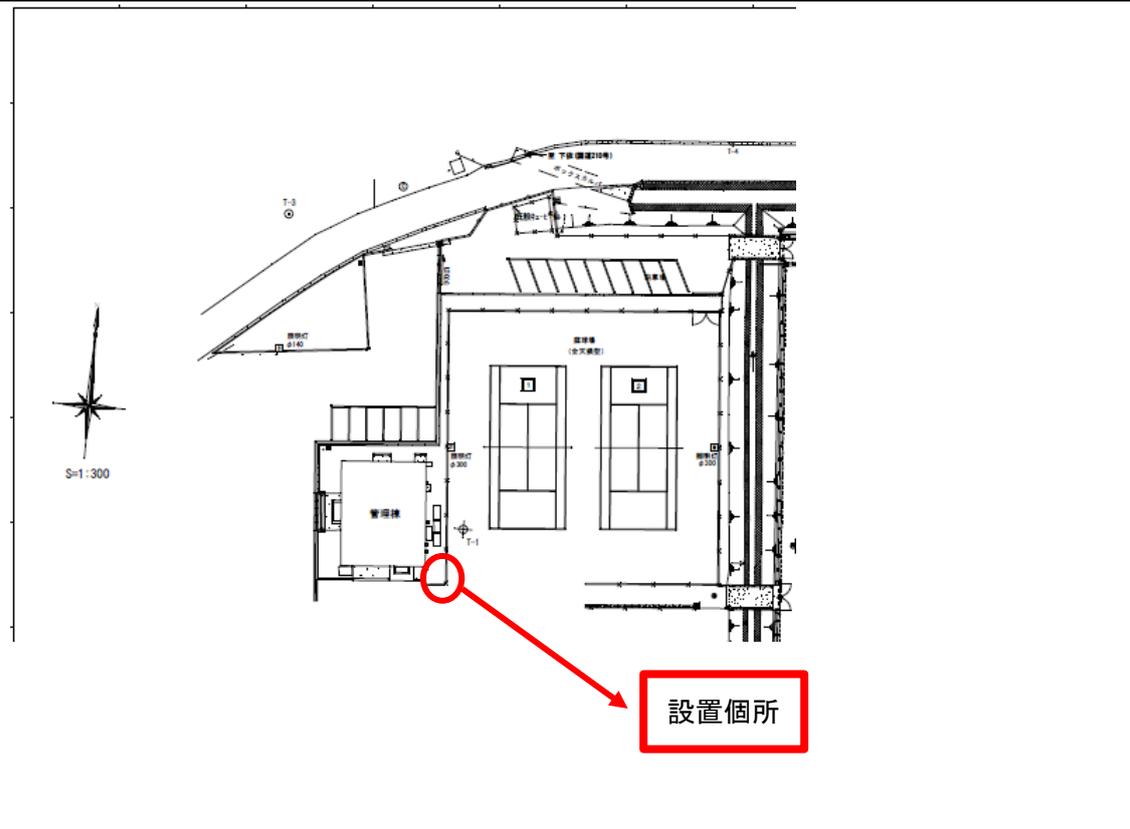
## 4. 電気料金安（令和3年度実績）

電気料	年額 16,103円
-----	------------

## 5. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	由布市スポーツ振興課	電話	097-582-1217
-------	------------	----	--------------

## 6. 設置個所詳細図



## 7. 現況写真



## 1. 設置に関する仕様

施設名称	由布市庄内ほのぼの温泉館
施設所在地	由布市庄内町庄内原355番地1
設置場所	物件No.⑮ 玄関前付近
	物件No.⑭ 施設内ホール
特記事項	(1) 既存の自動販売機の切替えとなるため、設置作業については施設所管課と協議の上、令和5年4月1日以降に行うものとする。 (2) 電気の子メーター及び使用済回収ボックスを設置すること。

## 2. 自販機に関する仕様

## ①販売品目（物件No.⑭～⑮）

基本仕様	コーヒー、ジュース、清涼飲料水（酒類及びその類似品を除く。）一般市場で認知、支持を受けている商品を半数以上の品目とした構成
商品	■ コールド ■ ホット（冬季）
容器	■ 缶 ■ ペットボトル ■ びん □ 紙パック □ カップ式
販売価格	標準小売価格を上回らないこと。標準小売価格が設定されていない場合は各製造者の設定している最低価格、または市場の状況等を勘案して市が適当と認めた価格とする。

## ②自動販売機の規格（物件No.⑭～⑮）

外観(デザイン)	■ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
機能	■ ホットアンドコールド機

## 3. 設置許可

許可名称	■ 地方自治法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可
使用料等	物件No.⑭ 年額 564円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）
	物件No.⑮ 年額 15,530円（根拠法令：由布市使用料及び手数料条例）

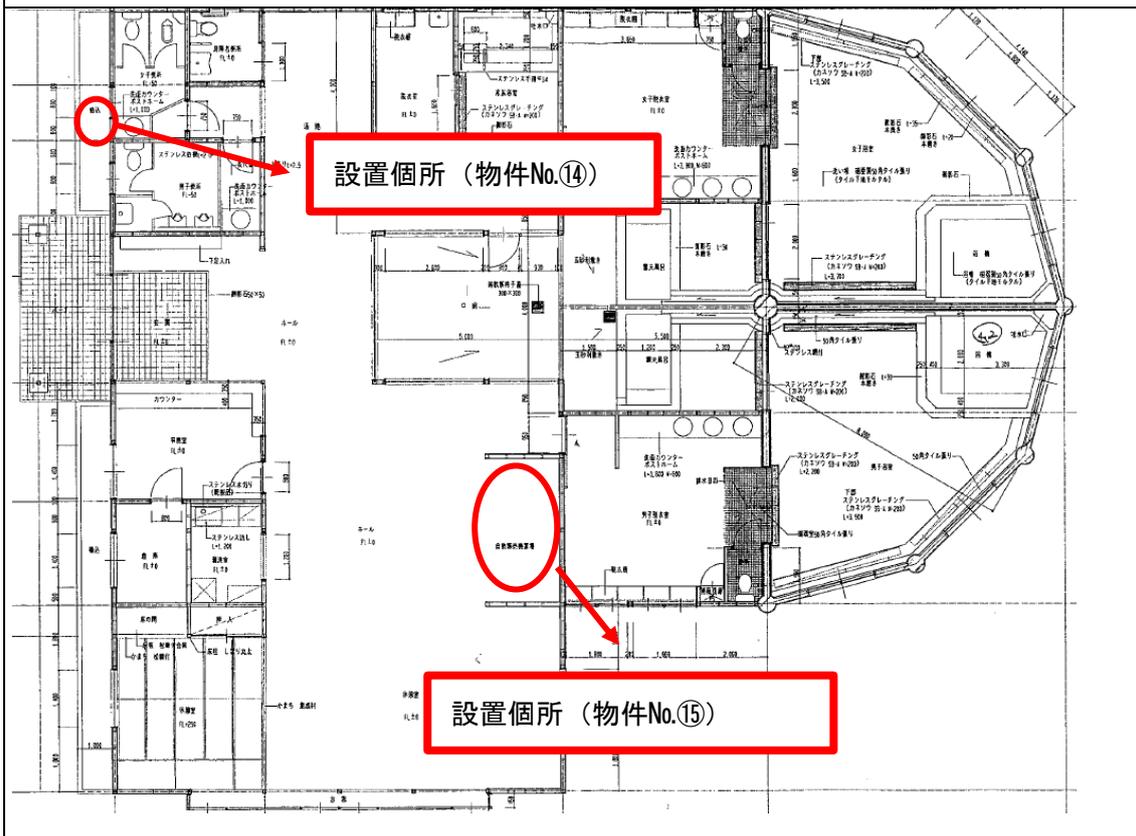
## 4. 電気料目安（令和3年度実績）

電気料	物件No.⑭ 年額 16,859円
	物件No.⑮ 年額 17,551円

## 5. 設置に関する問い合わせ先

施設所管課	由布市庄内地域振興課	電話	097-582-1113
-------	------------	----	--------------

## 6. 設置個所詳細図



## 7. 現況写真

